

奈良県立都市公園における自動販売機設置に係る公募について

奈良県立都市公園に設置する自動販売機について、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による設置許可に基づき許可できるもので、最も高い金額（最低使用料以上）の使用料の提案をされた方を、公園施設設置許可申請候補者（以下「候補者」という。）として募集するものです。

令和6年12月17日

奈良県知事 山下 真

第1 公募に付する事項

- 1 件名 奈良春日野国際フォーラム自動販売機設置に係る公園施設設置許可
- 2 設置期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）
ただし、工事に伴い下記の期間休館する予定です。
本館：令和8年11月～令和9年3月
別館：令和7年12月～令和8年3月
※休館期間は変更する可能性があります。
※休館期間も使用料は徴収します。

3 設置物件

奈良春日野国際フォーラム本館（奈良市春日野町101番地）

奈良春日野国際フォーラム別館（奈良市雑司町469番地）

※ 詳細については公募実施要領の別紙①及び別紙②-1～6のとおり

- ア 公募は、本館の自動販売機2台と別館の自動販売機1台の合計3台で1件の提案とします。
- イ 自動販売機部分の幅、奥行きには、放熱余地・転倒防止板等の面積を含んでおり、自動販売機のサイズを示すものではありません。
- ウ 候補者は、設置期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料（紙カップ不可）とし、酒類、たばこの販売は行わないでください。
- オ 自動販売機の設置場所は、公募実施要領の別紙②-1～6のとおりです。
- カ 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。
- キ 回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、候補者が行ってください。
- ク 最低使用料を下回る提案は無効とします。
- ケ 最低使用料は、設置期間1年あたりの金額であり、消費税及び地方消費税を含んだ額です。
- コ 最低使用料には、光熱水費等を含みません。
- サ 候補者は速やかに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による自動販売機設置に係る公園施設設置許可の申請手続きをしてください。

第2 公募に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- 2 当該公募にかかる契約を締結する能力を有する者及び破産者で復権を得た者
- 3 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア 奈良県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件

の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 奈良県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が奈良県と契約を締結すること又は奈良県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて奈良県との契約を履行しなかった者
 - カ 都市公園法（昭和31年法律第79号）又は奈良県立都市公園条例（昭和35年3月31日奈良県条例第11号）の規定による罰則、監督処分等を受けた者
 - キ アからカのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者のほか、アからクまでのいずれかに該当しない者
- ア 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人
 - イ 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人
 - ※ 役員等とは、「法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう
 - ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - エ 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - ク 役員等が、前記4に該当しない者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- 6 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- 7 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者
- 8 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有する者
- 9 県税の滞納がない者

第3 公募参加申込書及び公募実施要領の配布期間並びに配布場所

1 配布期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月16日（木）（奈良春日野国際フォーラムについては、休館日の12月23日（月）、12月28日（土）から1月4日（土）、1月6日（月）、1月14日（火）を除く。）の午前9時から午後5時

(ただし、正午から午後1時は除く。)まで

2 配布場所

奈良市春日野町101番地 奈良春日野国際フォーラム
総務課 総務事業サービス係 または
奈良県産業部観光局奈良公園室 ホームページよりダウンロード

<https://www.pref.nara.jp/27839.htm>

第4 問い合わせ先

(本公告について)

奈良県産業部観光局奈良公園室 奈良公園管理運営係

電話 0742-27-8028

電話対応の時間 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く、午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時は除く。)

(自販機の設置等について)

奈良春日野国際フォーラム 総務課 総務事業サービス係

電話 0742-27-2630

電話対応の時間 休館日の12月23日(月)、12月28日(土)から1月4日(土)、1月6日(月)、1月14日(火)を除く。)の午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時は除く。)

第5 公募参加申込みの方法

1 公募参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格のある者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、郵送又は持参の方法により申し込むこと。

(1) 公募参加申込書及び添付書類(以下「申込書等」という。)を郵送する場合

①送付先

〒630-8212 奈良市春日野町101番地
奈良春日野国際フォーラム

②受付期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月16日(木)午後5時までに到着したものに限り、受け付けます。

③郵送方法

書留郵便に限ります。

(2) 申込書等を持参する場合

①受付場所

(1) ①の送付先に同じ

②受付期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月16日(木)

(奈良春日野国際フォーラムについては、休館日の12月23日(月)、12月28日(土)から1月4日(土)、1月6日(月)、1月14日(火)を除く)

の午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時は除く。)まで

2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この公募に参加することができません。

3 公募参加申込みがあったときは、公募参加資格の有無について確認し令和7年1月31日(金)までに申込者に通知します。

第6 公募に関する説明及び現地説明は、行いません。

第7 提案書の提出方法

- 1 提出は、郵送に限ります。
- (1) 送付先
第5の1 (1) ①の送付先に同じ
- (2) 提出期間
令和7年2月3日(月)から同年2月17日(月)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。
- (3) 郵送方法
書留郵便に限ります。
- 2 提案金額について、消費税及び地方消費税(税率は入札時点における税率)を含んだ金額を記入してください。
- 3 提案書は、1通とし、再度の公募は行いません。

第8 提案書の審査日時及び場所

- 1 日時
令和7年2月19日(水) 午前11時00分 審査
※立会を希望する場合は、所定の時刻の5分前までに審査場所にお越しください。
所定の時刻に遅れた場合は、入室することはできません。立会者の入室は1名とし、審査時間中の途中退出は認めますが、再度の入室は一切認めません。
- 2 審査の場所
奈良県庁入札室(奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟6階)

第9 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- 1 この公募に示した公募に参加する者に必要な資格のない者のした提案
- 2 虚偽の申請を行った者のした提案
- 3 実施要領に違反した提案

第10 候補者の決定方法

提案金額が最低使用料の金額以上で、かつ、合計額が最高の金額をもって有効な提案を行った者を候補者とします。

第11 公園施設設置許可手続き

- 1 許可申請
候補者は都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定による、自動販売機設置に係る公園施設設置許可申請手続きをしなければなりません。
申請の様式や記入例等は、公募実施要領の別紙④及び別紙⑤のとおりです。
- 2 申請書提出期限
令和7年3月5日(水)とします。候補者となった者は速やかに申請に関する手続き(添付書類等)について協議を行ってください。
申請しない場合は、候補者の資格を取り消し、今後実施される都市公園における自動販売機設置に係る公園施設設置許可の公募に参加出来ないことがあります。期日までに提出できない事情がある場合は、あらかじめ個別に公園管理者と協議の上、指示を仰いでください。
- 3 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨とします。
- 4 使用料の支払い方法
許可後、県が発行する納入通知書により納期限までに年度毎に当該年度の使用料を納付しなければなりません。

第12 その他

詳細は、公募実施要領によります。